

ウポポイ
NATIONAL AINU MUSEUM and PARK
民族共生象徴空間



令和5年1月13日

北海道開発局 釧路開発建設部
株式会社セコマ
株式会社セイコーフレッシュフーズ

セコマグループと大規模災害時に連携する新たな協定を締結

～セコマグループの施設を道路啓開拠点として活用～

株式会社セコマ、株式会社セイコーフレッシュフーズ及び釧路開発建設部は津波等の大規模災害時に釧路配送センターを道路啓開拠点として使用することに合意し、大規模災害時における道路啓開拠点としての使用に関する新たな細目協定を締結するとともに、北海道道路啓開計画（第2版）（令和4年12月21日策定済み）に位置づけられました。

つきましては、下記のとおり記者会見を行いますのでお知らせいたします。

記

- 協定の名称 : 大規模災害時における道路啓開拠点としての使用に関する細目協定 別紙[1, 2]参照
- 日 時 : 令和5年1月24日（火）10時00分～
- 場 所 : 株式会社セイコーフレッシュフーズ釧路配送センター
（釧路市阿寒町下舌辛12線38番地31）（詳細は別紙参照）
- プレゼンター : 株式会社セコマ 代表取締役会長 丸谷智保
国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部長 井上勝伸
- 取 材 : 取材を希望される報道関係者の方は、メールにて hkd-ks-info@gxb.mlit.go.jp に報道機関名、氏名、電話番号及びカメラ取り希望の有無を1月19日（木）17:00までにご連絡願います。
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用等にご協力をお願いいたします。

※道路啓開については別紙3をご参照ください。

※北海道道路啓開計画については北海道開発局HPをご参照ください。

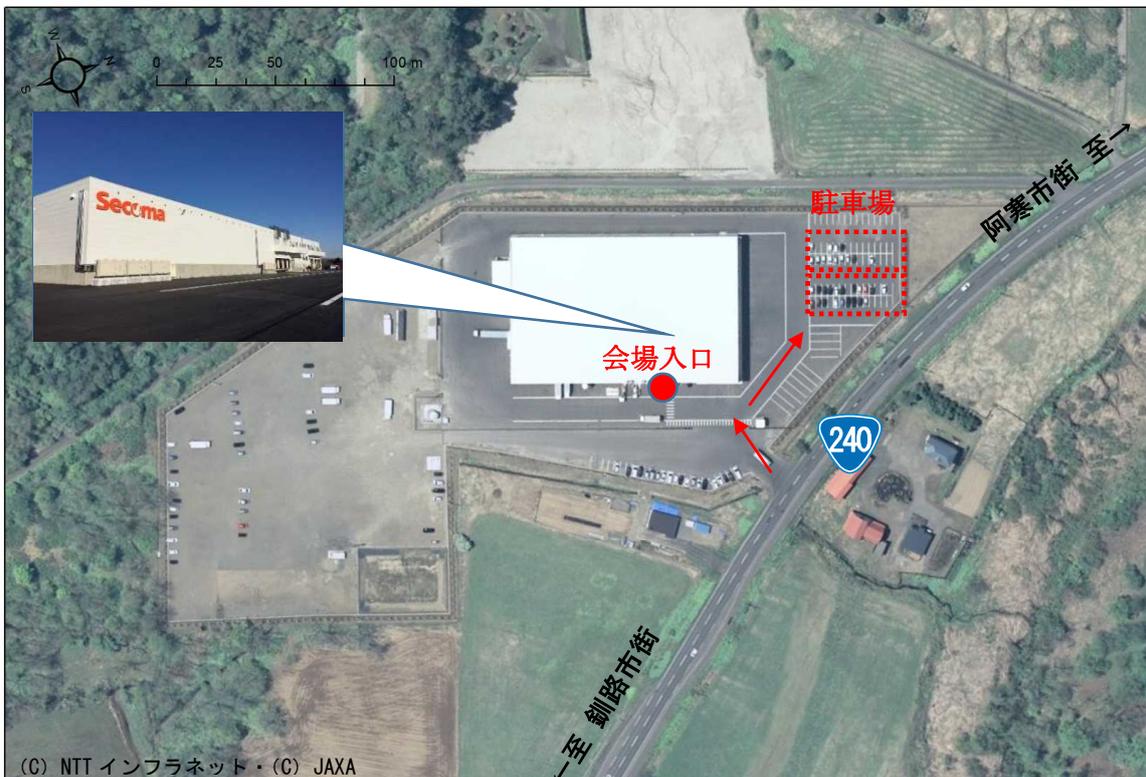
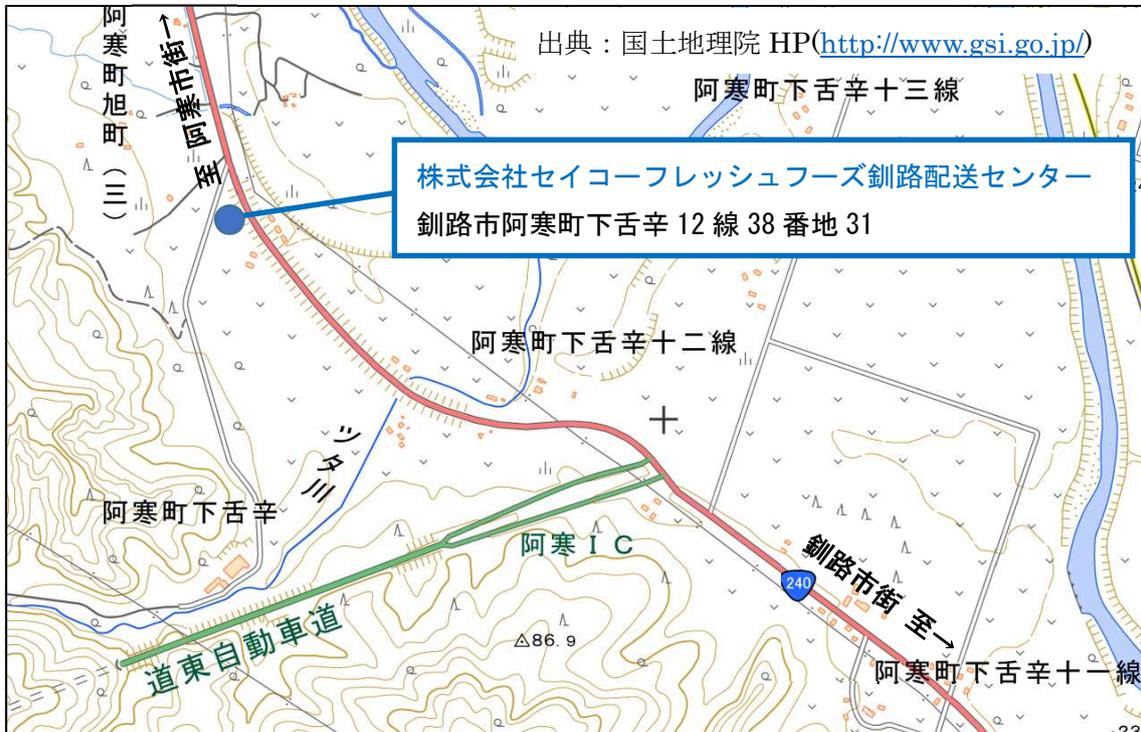
(URL) https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/kn/dou_iji/splaat000001tvks.html

※吹雪による通行止め発生等災害時には会見が中止になる場合もあります。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部
道路防災推進官 佐藤 泰規 電話 0154-24-7446（ダイヤルイン）
広 報 官 鈴木 裕介 電話 0154-24-7354（ダイヤルイン）
釧路開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/ks/>



「記者会見会場・駐車場」位置図



株式会社セコマ及び株式会社セイコーフレッシュと北海道開発局の連携協力について

株式会社セコマ及び
株式会社セイコーフレッシュ



北海道開発局

生産空間の維持・発展に資する連携協力協定をR3.6月に締結（基本協定書）

＜連携・協力事項＞

- ①道路交通の安全性の確保に関する取組
- ②観光地の形成に関する取組
- ③災害等に伴い広域的に影響が及ぶ国道の通行止め時の情報共有に関する取組
- ④その他生産空間の維持・発展に向け連携・協力することができる取組

事項①に
関する取組

事項④に
関する取組

今回新たに締結

大雪時・暴風雪時等における滞留車両乗員の
救援物資調達・供給に関する細目協定

基本協定書に基づき、救援を要する事象時における救援物資の供給及び配送並びに情報提供に関し、細目協定を締結（R3.9月）



＜細目協定の趣旨＞

冬期の大雪・暴風雪時等に国道において長時間にわたる大規模な車両滞留が発生し、乗員の人命に影響を及ぼすおそれが生じた際に、物資の供給等及び情報提供に関し相互に協力



滞留車両への
救援物資の供給
イメージ

出典：国土交通省
HP資料

大規模災害時における道路啓開拠点
としての使用に関する細目協定

基本協定書に基づき、釧路・根室地域での道路啓開が必要な大規模災害発生時に、釧路配送センターの一部を道路啓開拠点として使用することに関し、細目協定を釧路開発建設部が締結（R4.11月）



＜細目協定の目的＞

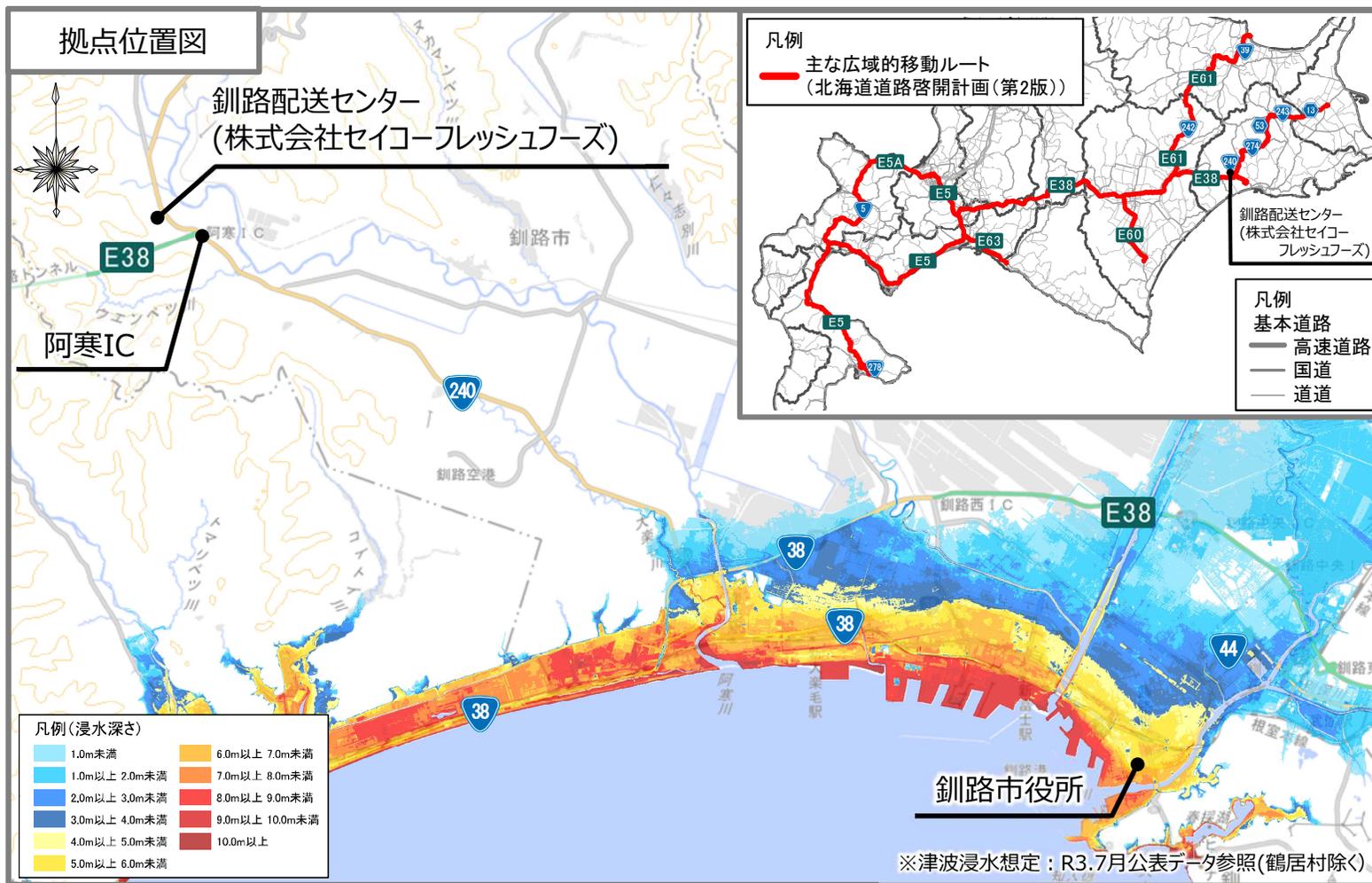
釧路・根室地域における巨大地震等の大規模災害発生時において、甚大な被害が想定される地域までの緊急啓開ルートの迅速な道路啓開を行うことを目的に、当該施設を道路啓開拠点として使用するため基本的な事項を規定



道路啓開拠点の使用イメージ

セコマグループの釧路配送センターは、北海道横断自動車道根室線(E38)の阿寒ICに隣接し、甚大な津波被害が想定される釧路市街地の近傍に位置する等、発災時における被災地域へ進出するための道路啓開拠点として良好な立地条件を有しています。

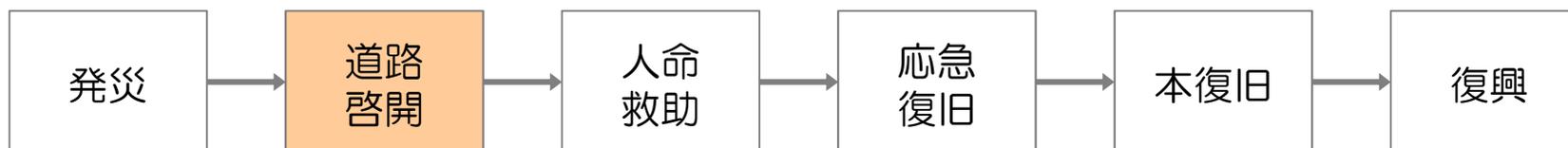
上記の背景を踏まえ、北海道開発局釧路開発建設部と株式会社セコマ及び株式会社セイコーフレッシュフーズは「大規模災害時における道路啓開拠点としての使用に関する細目協定」を締結し、道路啓開作業に係る関係機関の車両及び資機材等の集積や燃料の給油等、大規模地震・津波発生時における道路啓開拠点として当該施設を活用します。



道路啓開とは

救命・救助活動、緊急物資支援及び被災地の復旧等を行う緊急車両通行のため、早急に瓦礫処理や簡易な段差補修等を行い、必要最低限の通行幅員による救援ルートを確保すること。

《発災から復興までのフロー》



被災直後

道路啓開作業後